練習問題＊解説

１．教育の基礎的理解に関する科目等

（１）変更内容を把握

①専任教員変更

今年度末でBB教授が退職、令和5（2023）年度からBJ教授が就任するため在籍する全学年の科目担当者が代わることになる。

②科目変更

「教育制度論」が新設され、全学年が受講可能となる。

（２）変更届の枚数を確認

ICT事項科目が追加となる令和4（2022）年度以降入学生と追加前の令和3（2021）年度以前入学生で様式が異なる。新課程では2種類作成（2019～2021年度入学生適用、2022年度以降入学生適用）する。旧課程では平成30（2018）年度以前入学生適用の変更届を作成する。合計3枚必要。

（３）旧課程は専任教員の変更の記載は不要

２．教科及び教科の指導法に関する科目／教科に関する科目・各教科の指導法

（１）変更内容を把握

①専任教員変更

職位変更等が生じる。教員関係の変更

②科目変更

　科目変更が生じる。2科目の適用が令和5（2023）年度以降入学生で、2科目が全学年に適用となっている。また、共通開設に変更とする科目が5科目ある。

（２）変更届の枚数を確認

新課程においては令和5（2023）年度入学生と令和4（2022）年度以前入学生でカリキュラムが異なる。旧課程においても変更科目が2科目あるため作成が必要。合計3枚必要となる。

（３）旧課程は専任教員の変更の記載は不要

（４）具体的対応

|  |
| --- |
| ①　「日本史概説」は1科目で日本史全域を扱ってきた。前期は原始から中世まで（日本史学科のA講師）、後期は近世から現代（日本史学科のB教授）というオムニバス方式での開講であった。この科目を半期で完結する「日本史概説A」（配当年次・2年：前期開講）と「日本史概説B」（配当年次・2年：後期開講）の2単位科目とし、この2科目の修得でもって、日本史区分の一般的包括的内容を含む科目とする。　この取扱いは令和5（2023）年度入学生から適用する。変更後の担当は、「日本史概説A」を日本史学科のA講師、「日本史概説B」を日本史学科のB教授が担当する。 |

変更届の記載方法としては、令和5（2023）年度以降入学生適用の変更届に廃止と新設、専任教員の追加・削除を記載する。

|  |
| --- |
| ②　「外国史概説」は1科目で世界史の全域を扱ってきた。前期は東洋史（東洋史学科のC准教授）、後期は西洋史（西洋史学科のD講師）というオムニバス方式での開講であった。この科目を半期で完結する「東洋史概説」（配当年次・2年：前期開講）と「西洋史概説」（配当年次・2年：後期開講）の2単位科目とし、この2科目の修得でもって、外国史区分の一般的包括的内容を含む科目とする。　この取扱いは令和5（2023）年度入学生から適用する。変更後の担当は、「東洋史概説」を東洋史学科のC准教授、「西洋史概説」を西洋史学科のD講師が担当する。 |

①と同様。

　変更届の記載方法としては、令和5（2023）年度以降入学生適用の変更届に廃止と新設、日本史学科の専任教員ではないため、専任教員については記載なし。

|  |
| --- |
| ③　「美術史」担当の日本史学科のE准教授が令和5（2023）年4月1日付で日本史学科教授に昇任予定。 |

　教員関係の変更のため、新課程のみ記載。

|  |
| --- |
| ④　「日本史学特殊講義A」を「古代史特殊講義」（配当年次・3年：前期開講）に科目名称を変更する。この取扱いは旧課程を含む全学年に適用する。引き続き、日本史学科のA講師の担当科目とする。 |

　全学年に適用のため、新課程2枚（令和5年度以降、令和4年度以前）と旧課程の変更届において名称変更の記載。

|  |
| --- |
| ⑤　「日本史学特殊講義B」を「中世史特殊講義」（配当年次・3年：後期開講）に科目名称を変更する。この取扱いは旧課程を含む全学年に適用する。。引き続き、日本史学科のF教授の担当科目とする。日本史学科のF教授は、令和5（2023）年度は研究員として授業担当を免除されることとなった。令和5（2023）年度については、G非常勤講師が担当し、令和6（2024）年度以降はF教授が担当する。 |

　全学年に適用のため、新課程2枚（令和5年度以降、令和4年度以前）と旧課程の変更届において名称変更の記載。

　次年度は担当者が変更となるが、次年度のみの変更であり、このカリキュラムを担当する専任教員としては変更がないため、教員変更の手続きは不要。

|  |
| --- |
| ⑥　「日本政治史」担当の日本史学科のO講師は、他大学へ転出することとなった。令和5（2023）年度の担当は法学部のP講師である。 |

教員関係の変更のため、新課程のみ記載。

|  |
| --- |
| ⑦　「日本文化史」担当の日本史学科のM教授は、令和5（2023）・令和6（2024）年度は文学部長を務めるため、授業担当から外れる。令和5（2023）・令和6（2024）年度は休講とする。なお、令和7（2025）年度以降はM教授が担当する。 |

⑤の考え方と同様のため、教員変更の手続きは不要。

|  |
| --- |
| ⑧　「日本近代法史」はこれまでW非常勤講師が担当してきたが、令和5（2023）年度から日本史学科のB教授が担当することになった。 |

教員関係の変更のため、新課程のみ記載。

|  |
| --- |
| ⑨　「人文地理学」はこれまでH非常勤講師が担当してきたが、令和5（2023）年度からは隔年で担当者を変更することとした。具体的には次のとおりである。令和6（2024）・令和8（2026）年度：J教授（日本史学科）、令和5（2023）・令和7（2025）年度：H非常勤講師 |

教員関係の変更のため、新課程のみ記載。⑤の考え方と同様で令和6（2024）年度末に専任教員削除の手続きは不要。

|  |
| --- |
| ⑩　「自然地理学」は東洋史学科のK教授が担当しているが、令和5（2023）年度に限りL非常勤講師が担当する。 |

兼担教員から兼任教員への変更のため届出不要。

|  |
| --- |
| ⑪　「地誌」の担当はこれまでN非常勤講師が担当してきた。他大学へ転出することとなった日本史学科のO講師（日本政治史担当）の後任者として中学校の教員経験のあるⅠ准教授を日本史学科所属の専任教員として採用し、日本史学科の「地誌」と教職専門科目（全学共通科目）の「社会科・地理歴史科教育法Ⅰ」を担当することとなった。教職センターはⅠ准教授を「社会科・地理歴史科教育法Ⅰ」（これまではAA経済学部講師が担当）の専任教員として担当させることを文学部に連絡している。 |

教員関係の変更のため、新課程のみ記載。各教科の指導法で専任教員として扱うので、教科に関する専門的事項に関する科目では兼担教員となる。

|  |
| --- |
| ⑫　「歴史地理学」担当の日本史学科のX教授から病気療養のため令和5（2023）年度の休職届が提出され受理された。令和5（2023）年度については不開講（休講）とすることにした。 |

復職後同科目を担当するという前提であれば、⑦の考え方と同様のため、教員変更の手続きは不要。

|  |
| --- |
| ⑬　「法学概論」（担当：法学部のQ教授）の配当年次を現行の2年次から3年次に変更する（ただし旧課程については2年次のままとする。）。またQ教授で1コマ全15回を担当していたが、令和5（2023）年度からは、Q教授以外にAB法学部准教授、AC非常勤講師の3名によるオムニバス方式とする。また、社会の認定課程のある他学科と共通開設することにした（新課程の全学年すべて）。 |

配当年次の変更、開講クラス数の変更は届出事由ではないため、この点については手続き不要。

共通開設することにより他学部専任教員のQ教授とAB准教授を専任教員としてカウントできるため追加。

新課程のみ開設方法を変更するため、新課程2枚（令和5年度以降、令和4年度以前）の変更届において共通開設に関する変更の記載。

|  |
| --- |
| ⑭　「政治学原論」（担当：R非常勤講師）は受講者数が多く令和5（2023）年度から2クラス開講とし、もう1クラスはS非常勤講師が担当する。また、社会の認定課程のある他学科と共通開設することにした（新課程の全学年すべて）。 |

⑬と同じ。

|  |
| --- |
| ⑮　「社会学概論」はT非常勤講師が担当しているが、令和5（2023）年度は社会学部のU講師が担当する。また、社会の認定課程のある他学科と共通開設することにした（新課程の全学年すべて）。 |

共通開設することにより他学部専任教員のU講師を専任教員としてカウントできるため追加。

新課程のみ開設方法を変更するため、新課程2枚（令和5年度以降、令和4年度以前）の変更届において共通開設に関する変更の記載。

|  |
| --- |
| ⑯　「哲学概論」（担当：Y非常勤講師）と「倫理学概論」（担当：Z非常勤講師）は隔年開講とすることにした。令和5（2023）年度は「哲学概論」の開講年度、令和6（2024）年度は「倫理学概論」の開講年度とする（以降、この順番で隔年開講）。また、社会の認定課程のある他学科と共通開設することにした（新課程の全学年すべて）。 |

兼任教員の担当科目であるため教員関係の手続き不要。また隔年開講という開講形態の変更も届出事由にないため、手続きは不要。

新課程のみ開設方法を変更するため、新課程2枚（令和5年度以降、令和4年度以前）の変更届において共通開設に関する変更の記載。

以　上